

令和4年度労災疾病臨床研究事業費補助金
「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
分担研究報告書(事案解析)

メディア業界における過労死等の労災認定事案の特徴に関する研究

研究分担者 吉川 徹 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
過労死等防止調査研究センター・統括研究員

＜研究要旨＞

【目的】メディア業界には放送業、広告業、新聞業、出版業などが含まれ、近年のデジタルトランスフォーメーションの影響を大きく受け、その業種、業態、関連職種が大きく変化している。メディア業界で働く労働者の過労死等が報告されており「過労死等の防止のための対策に関する大綱」でも重点業種となっている。これまで平成 22 年度から 26 年度のメディア業界における過労死等の事案分析結果が報告されているが、今回、労災認定事案の特徴を明らかにすることを目的として、平成 27 年度以降の事案を追加して分析を行った。

【方法】「過労死等データベース」を活用し、平成 22 年 4 月から令和 3 年 3 月までの 11 年間のメディア業界における、脳・心臓疾患事案 35 件、精神障害・自殺事案 113 件を対象とした。性別、発症時年齢、生死、支給決定年度、職種、業種、決定時疾患、心理的負荷に関する具体的な出来事などの特徴をまとめた。

【結果】11 年間の変化では、脳・心臓疾患が減少傾向で、精神障害が増加傾向であった。性別では脳・心臓疾患は男性が 8 割で、精神障害は男女半数ずつであった。発症時年齢は脳・心臓疾患では 40 歳代、精神障害では 20 歳代が最も多く、若年者の被災が際立っていた。メディア 5 業種で最も多いのは広告業 60 件(40.5%)で、次に映像業 44 件(29.7%)、放送業 25 件(16.9%)、出版業 13 件(8.8%)、新聞業 6 件(4.1%)の順であった。職種は多岐にわたっていた。事業場の規模は 50 人未満の事業場が半数を超えた。精神障害の心理的負荷の出来事では「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が最も多く、特に自殺事案では 6 割以上は同出来事が該当した。直近の精神障害事案には令和元年度に発生した放火事件の被災者が 15 件含まれていた。

【考察】メディア業界は専門性が高く、高度な知識やコミュニケーション能力が求められる業務が多い。事案分析からは急激な業務の質や量の変化への対応が不十分であったために過労死等を発症している事案が多く確認された。時間外労働や連続勤務の制限、経験の浅い労働者への支援、業務管理を行う管理者へのマネジメント支援等が重要と考えられた。

【この研究から分かったこと】メディア業界でも精神障害による過労死等が増加している。精神障害は若年者、脳・心臓疾患は管理業務にさしかかる年代への対策が重要である。急速に変化する業務の質と量への対応、支援がメディア業界における過労死等防止に必要である。

【キーワード】メディア業界、若年者、業務の質と量

研究分担者:

木内敬太(労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター・研究員)
茂木伸之(同センター・研究員)

喫緊の課題である。平成 30 年の過労死等の防止のための対策に関する大綱では、過労死等の多発が指摘されている業種・職種に、「メディア業界」が新たに加えられた⁽¹⁾。

A. 目的

メディア業界における過労死等の防止策は

メディア業界には、放送業、広告業、新聞業、出版業などが含まれるが、その業態は近年のデジタルトランスフォーメーションの影響を大き

く受け、その業種、業態、関連職種が大きく発展している。メディア業界は娯楽・エンターテインメントとも密接に関連し、①映画・アニメ、②動画配信サービスなど映像等のコンテンツを商品とした業態と業種がある。③放送・新聞業では、旧来の放送業と新聞業が一体化し、デジタルシフトが進んだ全国紙・通信社、放送局、有料放送事業等、これらの媒体を活用した④広告・ネット広告事業の大手広告代理店、ネット広告代理店、メディアレップ(媒体代理店)、アフィリエイト型(成果報酬型)の事業、また、⑤出版・書店としての出版・コンテンツ企画製作、出版取次(卸売り)、ネット書店など、メディア業界における専門性や職種は多様である。メディア業界で働く労働者の過労死等が報告されており、業界特有の労働環境や、変化の激しい働き方を含むメディア業界の労働文化などが、過労死等の発生要因に関わっている可能性が指摘されている^(2,3)。

本研究班による平成 30 年度の調査研究により、メディア業界における過労死等の実態が報告された⁽⁴⁾。そこでは、若年者の事案が相対的に多いこと、重層構造による過重労働・心理的負担の事案が目立つこと、上司や同僚とのトラブルによる心理的負荷が多いこと、などが指摘された。一方、菅らの報告は平成 26 年度までの過去 5 年の事案に限られている。平成 27 年度以降の事案を含めたメディア業界の労働者の過労死等の実態に関する報告はない。

そこで、本研究では、メディア業界における労災認定事案の特徴を明らかにすることを目的として、平成 27 年度以降の過労死等の事案を追加し、最近の事案の特徴を踏まえて分析を行った。

B. 方法

1. 分析対象

1) 対象事案の抽出方法

過労死等の労災認定事案の調査復命書等から作成した過労死等データベース(以下「過労死等 DB」という。)を活用し、平成 30 年度の菅らによって報告された事案のうち平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月の 5 年分に加えて、平成 27 年 4 月以降の事案が含まれる過労死等 DB を用いて、メディア業界に該当する過労死等事案を抽出する。対象期間は平成 22 年 4 月から令和 3 年 3 月までの 11 年間とし、メディア過労死等 DB を作成する。

事案の抽出の手順を図 1 に示した。

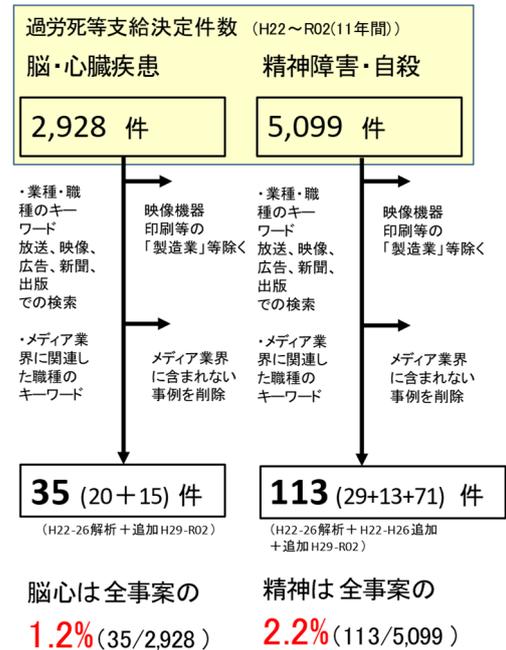


図 1 メディア業界における過労死等事案の抽出

メディア業界は、放送業、広告業、出版業、新聞業が含まれていることから、平成 30 年度の報告では、日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)に基づく「情報通信業」と「学術研究, 専門・技術サービス業」を対象に脳・心臓疾患事案 22 件、精神障害・自殺事案 30 件が対象となった。表 1 には日本標準産業分類に基づく放送業、広告業、出版業、新聞業に関連した産業分類を示した。

表 1 放送業、広告業、出版業、新聞業(日本標準産業分類)

大分類 G	情報通信業
中分類 38	放送業
380	管理, 補助的経済活動を行う事業所(38 放送業)
381	公共放送業(有線放送業を除く)
382	民間放送業(有線放送業を除く)
383	有線放送業
中分類 41	映像・音声・文字情報制作業
413	新聞業
414	出版業
415	広告制作業
大分類 L	学術研究, 専門・技術サービス業
中分類 73	広告業
730	管理, 補助的経済活動を行う

近年のメディア業界においては、その業態の多様化が進んでいる。メディア業界は、テレビなどの放送業界、新聞を発行する新聞業界、雑誌・書籍を出版する出版業界、企業などの広告を発信する広告業界などが含まれる。放送業界には公共放送や民間放送、ラジオ放送、インターネット配信サービスがあり、新聞業界や出版業界も従来の紙での情報だけでなく映像を含むインターネット配信サービスなど広がっている。したがって、従来の「情報通信業」と「学術研究、専門・技術サービス業」の枠では、メディア業界に関連した過労死等を充分拾えない可能性がある。また、平成 30 年度報告書では、業種は放送業、広告業、出版業、新聞業の 4 業種であったが、メディアに関連していると考えられる業種として、映像の制作に関する業務がある。そこで、本研究では、映像業に関連した業務を行っていた過労死等事案も含めることとし、過労死等 DB を用いて、メディア業界に関連した職種のキーワードに加え、広くメディア業界で働いていたと考えられる労働者の事案を抽出する方針とした。

過労死等 DB から検索する具体的なキーワードとして、まず、メディア業界に関連した「放送」、「映像」、「広告」、「新聞」、「出版」を用いた。職種のキーワードとして、平成 30 年度報告書で用いた「プロデューサー」、「ディレクター(現場指揮)」、「アナウンサー」、「記者」、「メディア製作」、「メディア編集」、「イベント企画」に加えて、「テレビ」、「ラジオ」、「AD」、「アシスタント」、「編集者」、「デザイナー」、「販促(販売促進)」、「広告制作」、「画像制作」、「映像制作」、「アニメ」、「声優」、「ナレーター」、「ナレーション」を用いた。過労死等 DB の「職種(大分類)」、「職種(中分類)」、「職種(小分類)」及び「業種(大分類)」、「業種(中分類)」、「業種(小分類)」また、調査復命書の「職種」のカテゴリから、上記のキーワードを検索し、メディア業界に合致すると考えられる事案を抽出した。抽出にあたっては 2 名の共同研究者が行った。なお、表 2 には、抽出及び分類に関しての留意点を記載した。デザイナーについては分類が困難であったため厚生労働省:職業情報提供サイト(日本版 O-NET)「jobtag」を参照した表 3 を用いて対象事案を抽出した。

最終的に、脳・心臓疾患事案 35 件、精神障害事案 113 件を分析対象とした。

表 2 メディア業界の過労死等事案抽出及び分類に関連して留意した点

1. 業種・職種の検索が重なっているもの
 - ・業種中分類「映像・音声・文字情報制作業」(映像が検索にかかる)、業種小分類「広告制作業」(広告が検索にかかる)のうち、業務内容から明らかに主に映像に関する業務の場合のみ「映像」とし(主に CM)、他は「広告」とした。
 - 2. 業種で検索されたものがなく、職種(中分類)が「美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者」については、業務内容からメディア業界の労働者かどうかを判断した。
 - ・ウェブサイト制作業務は基本「広告」
 - ・写真に関連した番組製作等は「映像」
 - ・アニメーション制作、ゲーム制作、キャラクターデザインは「映像」
 - ・服や家具など立体物のデザインは除外
 - ・内装などインテリアのデザインは除外
 - ・業種大分類「学術研究、専門・技術サービス業」、中分類「専門サービス業(他に分類されないもの)」、小分類「デザイン業」で、「美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者」は除外
 - 3. 業種小分類「映像・音響機械器具製造業」が検索されたが、業種大分類「製造業」、業種中分類「情報通信機械器具製造業」なので製造業として除外
 - 4. 業種大分類「情報通信業」、小分類「映像情報制作・配給業」は業務内容により判断
 - ・テレビ番組制作、ラジオ番組製作は「放送」
 - ・アニメ制作は「映像」
 - 5. 業務内容「パチスロ機の映像制作」は除外

2. 分析方法

1) 基礎集計

性別、年齢、生死、支給決定年度、業種、職種、事業場規模などの基礎集計を行った。決定時疾患名は「ICD-10 国際疾病分類第 10 版(2003 年改訂)」に基づき、特に精神疾患・自殺事案は第 5 章「精神及び行動の障害(F00-F99)」に基づいて分類を行った。

脳・心臓疾患では、出退勤の管理状況、就業規則・賃金規程の有無、定期健康診断の受診の有無、面接指導の実施の有無などを確認

した。

精神障害・自殺事案では、労災認定事由となった心理的負荷の状況を集計した。その際、精神障害の業務に関する出来事については、平成 23 年 12 月に策定された「心理的負荷による精神障害の認定基準」(以下「認定基準」という。)の「業務による心理的負荷評価表」に基づき分類した。

メディア業界の業種として、日本標準産業分類と共に、本調査研究独自の分類である放送業(以下「放送」という。)、映像業(以下「映像」という。)、広告業(以下「広告」という。)、出版業(以下「出版」という。)、新聞業(以下「新聞」という。)の 5 つに分類した。

本調査研究独自の職種分類として、1 管理職、2 プロデューサー、3 ディレクター・現場指揮、4 記者・編集者・アナウンサー、5 デザイナー、6 販促・広告制作、7 画像・映像制作、8 アシスタント、9 事務・庶務の 9 職種に分類した。これらの職種は日本標準職業分類とは別に、対象となる事案の業務の特性を説明できるカテゴリとして設定した。例えば日本標準職業分類の管理的職業従事者は公務員、法人・団体役員や法人・団体管理職員等が含まれるが、一般企業における課長や部長職などの管理職が分類されていることが少ないため、部下をもち管理的立場にいる対象者を「1 管理職」、管理的職務を行っていない対象者を「8 アシスタント」、「9 事務・庶務」に分類した。また、メディア業界において専門性を持って業務に従事している状況から 2~7 に分類した。

事案のうち、具体的な心理的負荷要因については、負荷要因を男女別、自殺事案別に集計した。

2) クロス集計

脳・心臓疾患、精神障害・自殺の決定時疾患別に、年代、性別、生死、業種、職種などのクロス集計を行い、その特徴を整理した。

放送業、映像業、広告業、出版業、新聞業の 5 業種と 9 職種のクロス集計を行った。

経年変化について図示すると共に、平成 22 年から平成 26 年までの 5 年間と、平成 27 年から令和 2 年までの過労死等防止対策推進法施行前後のメディア業界における過労死等の変化について分析した。

3. 倫理に関する事項

本研究は、労働安全衛生総合研究所研究

倫理審査委員会にて審査され、承認を得たうえで行った(通知番号:2022N10)。本研究で用いたデータベースには、個人の氏名、住所、電話番号等、個人を特定できる情報は一切含まれていない。

C. 結果

1. 対象者の概要

1) 性別・発症時年齢・生死・支給決定年度

表 4 には、メディア業界における過労死等の労災認定事案の基本統計として、決定疾患別の性別、発症時年齢、生死、支給決定年度を示した。

性別では脳・心臓疾患は男性が多く、精神障害は男性と女性が約半数ずつであった。発症時年齢は脳・心臓疾患では 40 歳代が最も多く、精神障害は 20 歳代が最も多かった。

生存・死亡別では、脳・心臓疾患は半数が死亡事案であった。精神障害では、死亡事案は 16 件(14.2%)であった。

支給決定年度別では、脳・心臓疾患は 1 件から 8 件の間で推移し、精神障害は 5 件から 17 件の間で推移していた。精神障害事案には令和元年度に発生した放火事件の被災者が 15 件含まれていた。

2) 業種・職種

表 5 には、決定時疾患別の業種、職種の分類結果を示した。全体の 148 件のうち、情報通信業が 7 割、学術研究・専門・技術サービス業が 2 割で、この 2 業種で大半を占めた。決定時疾患別でも同様の傾向であったが、疾患別に占める割合をみると、学術研究・専門・技術サービス業は、脳・心臓疾患の 14.3%(5/35 件)よりも精神障害が 25.7%(29/113 件)とやや多かった。

メディア 5 業種(放送、映像、広告、出版、新聞)の分類の結果、最も多いのは広告の 60 件(40.5%)で、次に映像、放送、出版、新聞の順であった。疾患別でも同様の傾向であったが、その 5 業種の占める割合をみると、精神障害では脳・心臓疾患よりもやや映像が多く(それぞれ 31.9%、22.9%)、脳・心臓疾患では精神障害よりもやや出版が目立った(それぞれ 14.3%、7.1%)。

職種(大分類)の分類の結果、最も多いのは「1- 専門的・技術的職業従事者」で 57.4%(85/148 件)を占め、続いて「5-事務従事者」が 26.4%(39/148 件)であった。

メディア 9 職種の分類では、それぞれ 9 職種で過労死等が確認されたが、最も多かったのは「6 販促・広告制作」で 24 件(16.2%)であった。脳・心臓疾患と精神障害の全体では「6 販促・広告制作」が最も多かった。脳・心臓疾患では「1 管理職」、「4 記者・編集者・アナウンサー」がそれぞれ 6 件と多く、精神障害では「6 販促・広告制作」、「7 画像・映像制作」、「8 アシスタント」、「5 デザイナー」の割合が多かった。

3) 事業場規模、管理状況

表 6 には、疾患別の事業場規模、脳・心臓疾患の出退勤の管理状況、就業規則・賃金規程の有無等を示した。

事業場規模では、10 人未満の事業場が 20.3%を占めた。産業医、衛生管理者の選任が義務でない 50 人未満の事業場が 53.4%(79/148)を占めた。疾患別では 50 人未満の事業場は脳・心臓疾患が 51.4%(18/35 件)、精神障害が 54.0%(61/113 件)であった。

脳・心臓疾患における出退勤の管理状況(複数回答)は、タイムカードによる客観的な管理がなされていた事案は 35 件のうち 8 件(22.9%)にとどまり、ほかは出勤簿、管理者による確認、本人の申告による管理であった。本人の申告による出退勤の管理は 40.0%であった。

就業規則、賃金規程は 9 割の事案の事業場で作成されており、定期健診も 8 割で受診していた。一方、長時間労働者の医師による面接指導を受けたものはいなかった。

4) メディア 5 業種とメディア 9 職種

表 7 には、メディア 5 業種とメディア 9 職種のクロス集計の結果を示した。

脳・心臓疾患では、放送は「1 管理職」、「2 プロデューサー」がそれぞれ 1 件ずつ、「3 ディレクター・現場指揮」、「4 記者・編集者・アナウンサー」がそれぞれ 2 件ずつであった。映像は「7 画像・映像制作」が 4 件で最も多く、次に「3 ディレクター・現場指揮」の 3 件であった。広告は 5 つの職種で発生していた。出版は「6 販促・広告制作」、「4 記者・編集者・アナウンサー」がそれぞれ 2 件ずつ、「1 管理職」が 1 件、新聞は「4 記者・編集者・アナウンサー」が 2 件であった。35 件のうち「8 アシスタント」の事案はなかった。

精神障害では、放送は「8 アシスタント」が 6 件と最も多かった。映像は「7 画像・映像制作」が 15 件と最も多く、次に「8 アシスタント」が 6

件であった。広告は「6 販促・広告制作」が 17 件と最も多く、次に「5 デザイナー」が 11 件であった。出版は「4 記者・編集者・アナウンサー」が 3 件と最も多かった。新聞は「1 管理職」、「4 記者・編集者・アナウンサー」、「8 アシスタント」、「9 事務・庶務」がそれぞれ 1 件であった。

2. 脳・心臓疾患の特徴

表 8 に脳・心臓疾患の男女別の疾患名、メディア 5 業種、職種(大分類)、メディア 9 職種を示した。

疾患名では脳疾患、心疾患が約半数ずつであった。

男女別のメディア 5 業種では、男性、女性ともに広告が最も多かった。男性では、次に映像、放送、出版の順であった。同様にメディア 9 職種では、女性は、「2 プロデューサー」、「4 記者・編集者・アナウンサー」がそれぞれ 2 件であった。男性は、「1 管理職」が 6 件と最も多く、次に「3 ディレクター・現場指揮」が 5 件、「4 記者・編集者・アナウンサー」、「5 デザイナー」、「7 画像・映像製作」が 4 件と続いた。「8 アシスタント」は男女とも 0 件であった。

なお、日本標準職業分類(大分類)の「7 管理的職業従事者」は 1 名、本報告独自のメディア 9 職種の分類での「1 管理職」は 6 名、また「5 事務従事者」8 名とメディア 9 職種の分類「9 事務・庶務」2 名と相違があることは、方法 2.1)の説明の通り、分類方法が異なるためである。

3. 精神障害・自殺の特徴

1) 性別と決定時疾患名、業種、職種

表 9 に男女別の精神障害の疾患名、メディア 5 業種、職種(大分類)、メディア 9 職種を示した。

疾患名では、うつ病エピソードなどを含む「F3 気分(感情)障害」(以下「F3」という。)と、適応障害や心的外傷後ストレス障害(PTSD)を含む「F4 神経症性障害、ストレス関連障害等」(以下「F4」という。)が半数ずつであった。男性は F3 が 58.3%と F4 に比べやや多く、女性は F4 が 58.5%と F3 に比べやや多かった。個別の疾患名では、「F32 うつ病エピソード」が全体の 42.5%を占め、最も多かった。次に、「F43.2 適応障害」が 23.9%、「F43.1 心的外傷後ストレス障害」が 8.8%であった。

精神障害事案には令和元年度に発生した

放火事件の被災者が 15 件含まれていたが、F3 は 2 件、F 4 は 13 件であった。F4 の内訳は、急性ストレス反応が 4 件、PTSD が 5 件、適応障害が 3 件、PTSD の診断後、転医し適応障害の診断を受けた事案が 1 件であった。

男女別のメディア 5 業種では、男性、女性ともに広告が最も多かった。同様に男女別のメディア 9 職種では、女性は「6 販促・広告制作」が 10 件で最も多く、次に「7 画像、映像制作」9 件、「3 ディレクター、現場指揮」8 件であった。男性も「6 販促・広告制作」が 11 件と最も多く、次に「1 管理職」、「5 デザイナー」、「7 画像・映像制作」、「8 アシスタント」がそれぞれ 9 件であった。

2) 特別な出来事、具体的な心理的負荷

表 10 に男女別、自殺事案(13 件)別の心理的負荷の出来事について分類したものを示した。同表は精神障害の労災認定基準の新基準(平成 23 年度)を用いて評価された 99 件のみ分析した結果を示した。全 99 件中、特別な出来事に遭遇したことにより精神障害を発症した事案は 29 件(29.3%)であった。このうち心理的負荷が極度のものは 15 件、極度の長時間労働は 14 件であった。恒常的な長時間労働が該当したものは 28.3%であった。

具体的な出来事では、「15: 仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(27.3%)が最も多く、次に「17: 2 週間(12 日)以上にわたって連続勤務を行った」(16.2%)、「30: 上司とのトラブルがあった」(11.1%)であった。男女別でみても「15: 仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が男女ともに最も多かった。女性は「36: セクシュアルハラスメントを受けた」「37: パワーハラスメントを受けた」がそれぞれ 3 件であった。男性は「36: セクシュアルハラスメントを受けた」はなく、「37: パワーハラスメントを受けた」が 2 件であった。

なお、調査復命書の本人の申述として、上司からパワハラを受けたと記載されているが、調査の結果、心理的な負荷はなし、または「弱」と判断され、労災認定の負荷要因としては主たる出来事として採用されていないものも散見された。

3) 自殺事案の特徴

メディア業界における自殺事案(新基準のみ)の特徴を表 11 に示した。13 事案の年代は、20 歳代が 6 件、40 歳代が 6 件、30 歳代が 1

件であった。若年労働者と管理業務を担い始める中堅の年代の 2 つの年代にピークがあった。うち女性は 3 件であった。業種は、広告が 8 件、映像が 2 件、出版が 2 件、放送が 1 件であった。自殺事案の 13 件における具体的な出来事は、6 割の 8 件で「15: 仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が該当した。

4. メディア業界の過労死等の経年変化

11 年間の変化では、脳・心臓疾患が減少傾向、精神障害が増加傾向であった(図 2)。放火事件の被災者が令和元年度には 9 件、令和 2 年度には 6 件含まれていた。

D. 考察

本研究では、平成 22 年度から令和 2 年度の 11 年間ににおけるメディア業界において過労死等として労災認定された脳・心臓疾患 35 件、精神障害・自殺事案の 113 件の特徴をまとめた。年齢、性別、疾患名、業種と職種、精神障害と自殺の特徴、経年変化に注目して、メディア業界における過労死等防止の視点について考察した。

1. メディア業界の業態の特徴

1) 年齢、性別

発症時年齢は脳・心臓疾患では 40 歳代、精神障害は 20 歳代が最も多かった。特に、精神障害では若年者の被災が際立っていた。先行して報告された菅らの報告では⁽⁴⁾、脳・心臓疾患と精神障害の両方で、発症時年齢と死亡時年齢では 40 歳未満の割合が大幅に占めていたとされ、特に、精神障害の場合、29 歳以下の自殺が 100%を占めていた。今回、脳・心臓疾患では 40 歳代の事案が最も多くなった。40 歳代は中堅から管理職の世代であり、業務量と責任の増大が一気にかかっていたことが推測された。精神疾患で 20 歳代が多いことは、メディア業界の特殊性かもしれない。メディアの業態は近年のデジタルトランスフォーメーションの影響を大きく受け、その業種、業態、関連職種が大きく発展している。メディア業界は娯楽・エンターテインメントとも密接に関連し、①映画・アニメ、②動画配信サービスなど映像等のコンテンツを商品とした業態と業種がある。これらは、デジタルネイティブと呼ばれる世代が多く就業する業種と推測され、受託契約、業

務の進め方や進捗管理等の制度が未熟な可能性がある。表 11 で示した自殺事案のうち、事案 2 などは、20 歳代にも関わらずアニメーション製作の製作進行、デスクを担当し、過重な業務のなか、将来の約束を反故にされるという出来事が大きなきっかけになり自死した事案である。若年者の働き方について、その業務の質や量について、業界全体で取り組んで行く必要が指摘できる事案である。

2) 業種と職種、事業場規模

メディア 5 業種で最も多いのは広告 60 件 (40.5%) で、次に映像 44 件 (29.7%)、放送 25 件 (16.9%)、出版 13 件 (8.8%)、新聞 6 件 (4.1%) の順であった。職種は多岐にわたっていた。菅らの報告でも平成 22 年年度から平成 26 年度の精神障害の事案は広告業が 17 件と最も多くなっているが、今回 6 年分を追加したところ 46 件と大幅な増加となった。広告は従来の紙媒体だけでなく、広告・ネット広告事業は大手広告代理店、ネット広告代理店、メディアレップ(媒体代理店)、アフィリエイト型(成果報酬型)の事業など拡大しており、引き続き、これらの広告業における過重労働対策と過労死等防止対策は重要であると言える。特に、小規模で請け負い型の業務を受託して、広告収入を得る業態は、重層多層構造があり、近年の大規模イベントにおける談合などに代表される違法行為を容認する組織風土が残っている可能性もある。

また、事業場の規模は 50 人未満の事業場が半数を超えていた(表 6)。これまでの報告から、過労死等はその半数は産業医や衛生管理者の選任義務のない 50 人未満の事業場で発生している⁽⁵⁾。

3) 疾患名

脳・心臓疾患は脳疾患、心臓疾患が半数であった(表 8)。過労死等の全数では脳疾患が 6 割であることから、若干、メディア業界の脳・心臓疾患は心疾患の割合が高い。これは、全事案では平均年齢が 49.7 歳であるが⁽⁶⁾、メディア業界では 44 歳であり比較的若い集団であるからかもしれない。

直近の精神障害事案には令和元年度に発生した放火事件の被災者が 15 件含まれていた(図 2)。これらの 15 件のうち 13 件は F4 領域の決定時疾患名が診断され、治療・療養を受けている。情報通信業では時間外労働や連続勤務等を原因とした F3 領域のうつ病等の事

案が最も多いが、今回は、メディアに大規模災害の事案が含まれる形となり F4 領域の割合の増加には、本事件の影響による疾患名の割合への影響があるかもしれない。

2. 精神障害における心理的負荷要因

1) 心理的負担の出来事

精神障害の心理的負荷の出来事では「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が最も多かった(表 10)。「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」は 9 件(9.1%)、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」は 5 件(5.1%)で、その合計 14 件(14.1%) (但し、平成 24 年度から令和 2 年度の 9 年間)は、全事案の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の割合、693 件(18.0%) (但し、平成 24 年度から令和元年度の 8 年間)より⁽⁶⁾、若干低かった。一方、パワーハラスメントは令和 2 年から統計が取られ始めたものであり、今後の動向に留意したい。

2) 自殺事案の特徴

特に自殺事案では 6 割以上は「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が該当した(表 10)。13 事案の年代は、20 歳代が 6 件、40 歳代が 6 件、30 歳代が 1 件で、若年労働者と管理業務を担い始める中堅の年代の 2 つの年代にピークがあった。うち女性は 3 件の自殺事案が含まれ、全事案(平成 22 年度から令和元年度の 10 年間)では精神障害の自殺事案は男性:女性 は 787:38 で、女性は 4.6% 程度であるが⁽⁶⁾、メディアでは 10:3 で女性が 23.1% であり、女性の割合がとても高い可能性がある。

また、業種では広告が 8 件、映像が 2 件、出版が 2 件、放送が 1 件であった。表 11 に示された各事案の負荷要因からは、若年者が慣れない業務のなかでもがき苦しみながら長時間労働や連続勤務によって、睡眠が剥脱されるような働き方のなかでうつ病を発症している状況が確認された。また、40 歳代の事案では、昇進などに伴って責任のある仕事により業務の質と量が急激に増えている状況もうかがえた。メディア業界は専門性が高く、業態や業務内容が多様であるが、これらの事案分析からは急激な業務の変化への対応として、時間外労働や連続勤務の制限、経験の浅い労働者への支援、業務管理を行う管理者へのマネジメ

ント支援等が、特に重要と考えられた。

3. メディア業界の過労死等の経年変化

11年間の変化では、脳・心臓疾患が減少傾向、精神障害が増加傾向であった(図2)。全業種の過労死等事案においても、同様の傾向があり、メディア業界も同様の傾向であったと言える。

また、今回抽出した事案から、図1の通り厚生労働省公表の11年間分の件数に占める脳・心臓疾患は全事案の1.2%、精神障害は2.2%を占めた。相対的に精神疾患の発生率が他の業種より多いと推測されるが、メディア業界に勤務する総労働者数を算出して、その発生割合等も検討できるとよいかもしれない。

E. 結論

本研究では、平成22年度から令和2年度の11年間におけるメディア業界において過労死等として労災認定された脳・心臓疾患35件、精神障害・自殺事案の113件の特徴をまとめた。11年間の変化では、脳・心臓疾患が減少傾向で、精神障害が増加傾向であった。性別では脳・心臓疾患は男性が8割で多く、精神障害は男女が約半数ずつであった。発症時年齢は脳・心臓疾患では40歳代が最も多く、精神障害は20歳代が最も多く、若年者の被災が際立って多かった。メディア5業種で最も多いのは広告60件(40.5%)で、次に映像、放送、出版、新聞の順であった。事業場の規模は50人未満の事業場が半数を超えていた。職種は多岐にわたっていた。精神障害の心理的負荷の出来事では「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が最も多く、特に自殺事案では6割以上が同出来事に該当した。メディア業界は専門性が高く、業態や業務内容が多様であるが、過労死等の事案分析からは急激な業務の変化への対応として、時間外労働や連続勤務の制限、経験の浅い労働者への支援、業務管理を行う管理者へのマネジメント支援等が重要と考えられた。

F. 健康危機情報

該当せず

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

なし

I. 文献

- 1) 厚生労働省. 過労死等の防止のための対策に関する大綱(平成27年7月24日、改訂令和3年7月30日)(Accessed at: <https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000811145.pdf>). 2021.
- 2) 川人博. 過労自殺(第二版). 東京: 岩波書店; 2014. 268 p.
- 3) 尾崎孝史. 未和 NHK 記者はなぜ過労死したのか. 東京: 岩波書店; 2019.
- 4) 菅知絵美、梅崎重夫、佐々木毅. メディアにおける労災認定事案の特徴に関する研究. 「労災疾病臨床研究事業「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究(180902-01)」平成30年度総括・分担報告書. 2019:84-99.
- 5) 高橋正也. 平成27年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究(150903-01) 総括報告書. 2016:1-26.
- 6) 佐々木毅、吉川徹、高橋正也、山内貴史. 脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定事案の経年変化分析. 令和3年度労災疾病臨床研究事業費補助金「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究(研究代表者高橋正也)」. 2022:26-54.

表3 職業分類「デザイナー」の種類*1

	職業	職業別名	職業の概要	対象
1	公告 デザイナー	-	テレビCMやポスター、新聞や雑誌、Webなど 様々な媒体の広告をデザインする。	○
2	グラフィック デザイナー	広告 デザイナー	広告、出版物、商品パッケージ、シンボルマー ク、社名や商品のロゴタイプ、Webサイトなど のデザインやイメージを、魅力的な色や形、構 図などから考え、視覚的な表現手法を用いて 創作する。	○
3	Web デザイナー	ウェブクリエイ ター、ホーム ページデザイ ナー	企業、学校、官公庁などがインターネット上に 設けたWeb(ウェブ)サイトの企画・デザイン・制 作を行う。	○
4	ディスプレイ デザイナー	商品装飾展示 係、ショーウ インドウ飾付職	宣伝や販売促進、雰囲気作りなどのためのデ ィスプレイをデザインする。	○
5	インダストリアル デザイナー	プロダクトデザ イナー	自動車、家電製品、情報機器、カメラなどの 様々な製品の形状や色彩、スタイルなどのデ ザインを行う。	×
6	インテリア デザイナー	家具デザイナ ー、スペース デザイナー	住宅、オフィス、ホテル、店舗などの室内装飾 のデザインを行う。	×
7	インテリア コーディネー ター	家具デザイナ ー、照明デ ザイナー、ス ペースデザイ ナー	住む人や使う人に合った、快適で暮らしやす い住空間づくりのために、既存の内装材、イン テリア等の選定について助言と提案を行う。	×
8	ファッション デザイナー	アパレルデザ イナー	時代の流行や変化を読み、人々の要望に応 えられるような衣服のデザインをする。	×
9	テキスタイル デザイナー		生活や産業の中で使われている繊維(テキス スタイル)製品をデザインする。	×
10	フラワー デザイナー		プレゼントやディスプレイ用に使われる、生花 を中心とした装飾作品を制作する。	×
11	ジュエリー デザイナー	アクセサリデ ザイナー	指輪、ネックレス、ブローチ、イヤリングなど、 「身を飾る装身具」をデザインする。	×
12	ブック デザイナー	装丁家	本の作者の意図に沿って、自身のセンスや表 現力により、本の表紙やカバーをデザインす る。	○
13	CG制作	CGデザイナー	コンピュータのグラフィックス機能を用いて、C Gによる静止画や動画を作成する。	○
14	カラー コーディネー ター	カラーデザイ ナー	様々な用途や目的に合わせて、商品、空間・ 環境などに関して色彩や配色を検討し決めて いく。	×

*1 厚生労働省:職業情報提供サイト(日本版 O-NET)「jobtag」/検索用語「デザイナー」:
https://shigoto.mhlw.go.jp/User/Search/SearchResult?search_type=categories&code=224

表 4 メディア業界における過労死等の労災認定事案の基本統計(1)(n=148,H22(2010)–R02(2020))
(性別、発症時年齢、生死、支給決定年度×疾患別)

	脳・心臓疾患 (n=35)		精神障害 (n=113)		合 計 (n=148)	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)
性別						
平均±標準偏差	44±10歳		34±10歳		37±11歳	
男性	29	(82.9)	60	(53.1)	89	(60.1)
女性	6	(17.1)	53	(46.9)	59	(39.9)
合計	35	(100.0)	113	(100.0)	148	(100.0)
発症時年齢						
20歳未満	0	(0.0)	1	(0.9)	1	(0.7)
20～29歳	3	(8.6)	49	(43.4)	52	(35.1)
30～39歳	9	(25.7)	24	(21.2)	33	(22.3)
40～49歳	14	(40.0)	28	(24.8)	42	(28.4)
50～59歳	8	(22.9)	11	(9.7)	19	(12.8)
60～69歳	1	(2.9)	0	(0.0)	1	(0.7)
70歳以上	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
合計	35	(100.0)	113	(100.0)	148	(100.0)
生死						
生存	17	(48.6)	97	(85.8)	114	(77.0)
死亡	18	(51.4)	16	(14.2)	34	(23.0)
合計	35	(100.0)	113	(100.0)	148	(100.0)
支給決定年度						
H22	7	(20.0)	9	(8.0)	16	(10.8)
H23	1	(2.9)	6	(5.3)	7	(4.7)
H24	8	(22.9)	11	(9.7)	19	(12.8)
H25	3	(8.6)	5	(4.4)	8	(5.4)
H26	5	(14.3)	11	(9.7)	16	(10.8)
H27	1	(2.9)	10	(8.8)	11	(7.4)
H28	2	(5.7)	5	(4.4)	7	(4.7)
H29	4	(11.4)	14	(12.4)	18	(12.2)
H30	1	(2.9)	10	(8.8)	11	(7.4)
R01	2	(5.7)	17	(15.0)	19	(12.8)
R02	1	(2.9)	15	(13.3)	16	(10.8)
合計	35	(100.0)	113	(100.0)	148	(100.0)

表5 メディア業界における過労死等の労災認定事案の基本統計(2)(n=148,H22(2010)-R02(2020))

(業種(大分類)、業種(メディア5業種)、職種(大分類)、職種(メディア9職種)×疾患別)							
		脳・心臓疾患 (n=35)		精神障害 (n=113)		合計 (n=148)	
		n	(%)	n	(%)	n	(%)
業種(大分類)							
	1-情報通信業	27	(77.1)	80	(70.8)	107	(72.3)
	2-学術研究, 専門・技術サービス業	5	(14.3)	29	(25.7)	34	(23.0)
	3-卸売業, 小売業	0	(0.0)	4	(3.5)	4	(2.7)
	4-製造業	1	(2.9)	0	(0.0)	1	(0.7)
	5-生活関連サービス業, 娯楽業	1	(2.9)	0	(0.0)	1	(0.7)
	6-サービス業(他に分類されないもの)	1	(2.9)	0	(0.0)	1	(0.7)
	合計	35	(100.0)	113	(100.0)	148	(100.0)
業種(メディア5業種)							
	放送	6	(17.1)	19	(16.8)	25	(16.9)
	映像	8	(22.9)	36	(31.9)	44	(29.7)
	広告	14	(40.0)	46	(40.7)	60	(40.5)
	出版	5	(14.3)	8	(7.1)	13	(8.8)
	新聞	2	(5.7)	4	(3.5)	6	(4.1)
	合計	35	(100.0)	113	(100.0)	148	(100.0)
職種(大分類)*1							
	1-専門的・技術的職業従事者	23	(65.7)	62	(54.9)	85	(57.4)
	2-販売従事者	3	(8.6)	4	(3.5)	7	(4.7)
	3-サービス職業従事者	0	(0.0)	2	(1.8)	2	(1.4)
	4-製造業	0	(0.0)	4	(3.5)	4	(2.7)
	5-事務従事者	8	(22.9)	31	(27.4)	39	(26.4)
	6-生産工程従事者	0	(0.0)	10	(8.8)	10	(6.8)
	7-管理的職業従事者	1	(2.9)	0	(0.0)	1	(0.7)
	合計	35	(100.0)	113	(100.0)	148	(100.0)
職種(メディア9職種)*1							
	1管理職	6	(17.1)	9	(8.0)	15	(10.1)
	2プロデューサー	4	(11.4)	3	(2.7)	7	(4.7)
	3ディレクター・現場指揮	5	(14.3)	13	(11.5)	18	(12.2)
	4記者・編集者・アナウンサー	6	(17.1)	9	(8.0)	15	(10.1)
	5デザイナー	5	(14.3)	16	(14.2)	21	(14.2)
	6販促・広告制作	3	(8.6)	21	(18.6)	24	(16.2)
	7画像・映像制作	4	(11.4)	18	(15.9)	22	(14.9)
	8アシスタント	0	(0.0)	16	(14.2)	16	(10.8)
	9事務・庶務	2	(5.7)	8	(7.1)	10	(6.8)
	合計	35	(100.0)	113	(100.0)	148	(100.0)

*1 本調査研究独自にメディア9職種を分類しているため、管理的職業従事者、事務従事者等の日本標準職業分類(大分類)におけるカテゴリと総計が一致しない。

表6 メディア業界における過労死等の労災認定事案の基本統計(3)(n=148,H22(2010)-R02(2020))
(事業場規模、出退勤の管理状況、就業規則・賃金規程の有無×疾患別)

	脳・心臓疾患 (n=35)		精神障害 (n=113)		合 計 (n=148)	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)
事業場規模						
1=1~9名	9	(25.7)	21	(18.6)	30	(20.3)
2=10~29名	7	(20.0)	18	(15.9)	25	(16.9)
3=30~49名	2	(5.7)	22	(19.5)	24	(16.2)
4=50~99名	5	(14.3)	17	(15.0)	22	(14.9)
5=100~299名	4	(11.4)	22	(19.5)	26	(17.6)
6=300~499名	1	(2.9)	3	(2.7)	4	(2.7)
7=500~999名	1	(2.9)	4	(3.5)	5	(3.4)
8=1000名以上	1	(2.9)	6	(5.3)	7	(4.7)
9=不明、記載なし	5	(14.3)	0	(0.0)	5	(3.4)
合計	35	(100.0)	113	(100.0)	148	(100.0)
出退勤の管理状況*1						
タイムカード	8	(22.9)			8	(5.4)
出勤簿	9	(25.7)			9	(6.1)
管理者による確認	9	(25.7)			9	(6.1)
本人の申告	14	(40.0)			14	(9.5)
					0	(0.0)
就業規則・賃金規程の有無*1						
就業規則の有	32	(91.4)			32	(21.6)
賃金規程の有	31	(88.6)			31	(20.9)
定期健診の実施有	29	(82.9)			29	(19.6)
面接指導の実施有	0	(0.0)			0	(0.0)

*1 脳・心臓疾患のみ。それぞれの項目の分母は35。

表7 メディア業界における過労死等の労災認定事案の基本統計(4)(n=148,H22(2010)-R02(2020))
 (疾患別・職種 (メディア9職種) ×業種 (メディア5業種))

	放送(n=6)		映像(n=8)		広告(n=14)		出版(n=5)		新聞(n=2)		合計(n=35)	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)
<脳・心臓疾患>												
職種 (メディア9職種)												
1管理職	1	(16.7)	1	(12.5)	3	(21.4)	1	(20.0)	0	(0.0)	6	(17.1)
2プロデューサー	1	(16.7)	0	(0.0)	3	(21.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	4	(11.4)
3ディレクター・現場指揮	2	(33.3)	3	(37.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	5	(14.3)
4記者・編集者・アナウンサー	2	(33.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(40.0)	2	(100.0)	6	(17.1)
5デザイナー	0	(0.0)	0	(0.0)	5	(35.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	5	(14.3)
6販促・広告制作	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(7.1)	2	(40.0)	0	(0.0)	3	(8.6)
7画像・映像制作	0	(0.0)	4	(50.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	4	(11.4)
8アシスタント	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
9事務・庶務	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(14.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(5.7)
合計	6	(100.0)	8	(100.0)	14	(100.0)	5	(100.0)	2	(100.0)	35	(100.0)
<精神障害・自殺>												
職種 (メディア9職種)												
1管理職	2	(10.5)	0	(0.0)	4	(8.7)	2	(25.0)	1	(25.0)	9	(8.0)
2プロデューサー	1	(5.3)	1	(2.8)	1	(2.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(2.7)
3ディレクター・現場指揮	3	(15.8)	4	(11.1)	6	(13.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	13	(11.5)
4記者・編集者・アナウンサー	3	(15.8)	1	(2.8)	1	(2.2)	3	(37.5)	1	(25.0)	9	(8.0)
5デザイナー	0	(0.0)	5	(13.9)	11	(23.9)	0	(0.0)	0	(0.0)	16	(14.2)
6販促・広告制作	0	(0.0)	3	(8.3)	17	(37.0)	1	(12.5)	0	(0.0)	21	(18.6)
7画像・映像制作	3	(15.8)	15	(41.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	18	(15.9)
8アシスタント	6	(31.6)	6	(16.7)	3	(6.5)	0	(0.0)	1	(25.0)	16	(14.2)
9事務・庶務	1	(5.3)	1	(2.8)	3	(6.5)	2	(25.0)	1	(25.0)	8	(7.1)
合計	19	(100.0)	36	(100.0)	46	(100.0)	8	(100.0)	4	(100.0)	113	(100.0)

表 8 メディア業界における過労死等の労災認定事案：脳・心臓疾患(n=35, H22(2010)–R02(2020))
 (疾患名、業種(メディア5業種)、職種(大分類)、職種(メディア9職種)×性別)

脳・心臓疾患	男性		女性		合計	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)
決定時疾患名(脳・心臓疾患)						
脳内出血	6	(20.7)	3	(50.0)	9	(25.7)
くも膜下出血	6	(20.7)	2	(33.3)	8	(22.9)
脳梗塞	2	(6.9)	0	(0.0)	2	(5.7)
高血圧性脳症	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
心筋梗塞	3	(10.3)	0	(0.0)	3	(8.6)
狭心症	2	(6.9)	0	(0.0)	2	(5.7)
心停止	7	(24.1)	1	(16.7)	8	(22.9)
解離性大動脈瘤	3	(10.3)	0	(0.0)	3	(8.6)
合計	29	(100.0)	6	(100.0)	35	(100.0)
業種(メディア5業種)						
放送	5	(17.2)	1	(16.7)	6	(17.1)
映像	8	(27.6)	0	(0.0)	8	(22.9)
広告	10	(34.5)	4	(66.7)	14	(40.0)
出版	4	(13.8)	1	(16.7)	5	(14.3)
新聞	2	(6.9)	0	(0.0)	2	(5.7)
合計	29	(100.0)	6	(100.0)	35	(100.0)
職種(大分類)*1						
1-専門的・技術的職業従事者	19	(65.5)	4	(66.7)	23	(65.7)
2-販売従事者	3	(10.3)	0	(0.0)	3	(8.6)
3-サービス職業従事者	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
4-製造業	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
5-事務従事者	6	(20.7)	2	(33.3)	8	(22.9)
6-生産工程従事者	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
7-管理的職業従事者	1	(3.4)	0	(0.0)	1	(2.9)
合計	29	(100.0)	6	(100.0)	35	(100.0)
職種(メディア9職種)*1						
1管理職	6	(20.7)	0	(0.0)	6	(17.1)
2プロデューサー	2	(6.9)	2	(33.3)	4	(11.4)
3ディレクター・現場指揮	5	(17.2)	0	(0.0)	5	(14.3)
4記者・編集者・アナウンサー	4	(13.8)	2	(33.3)	6	(17.1)
5デザイナー	4	(13.8)	1	(16.7)	5	(14.3)
6販促・広告制作	3	(10.3)	0	(0.0)	3	(8.6)
7画像・映像制作	4	(13.8)	0	(0.0)	4	(11.4)
8アシスタント	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
9事務・庶務	1	(3.4)	1	(16.7)	2	(5.7)
合計	29	(100.0)	6	(100.0)	35	(100.0)

*1 本調査研究独自にメディア9職種を分類しているため、管理的職業従事者、事務従事者等の日本標準職業分類(大分類)におけるカテゴリと総計が一致しない。

表9 メディア業界における過労死等の労災認定事案：精神障害(n=113、2010-2020)

(疾患名、業種(メディア5業種)、職種(大分類)、職種(メディア9職種)×性別)

決定時疾患名	男性		女性		合計	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
F3 気分(感情)障害	35	(58.3)	22	(41.5)	57	(50.4)
F31 双極性感情障害	3	(5.0)	0	(0.0)	3	(2.7)
F32 うつ病エピソード	28	(46.7)	20	(37.7)	48	(42.5)
F33 反復性うつ病性障害	0	(0.0)	1	(1.9)	1	(0.9)
F3のその他	4	(6.7)	1	(1.9)	5	(4.4)
F4 神経症性障害、ストレス関連障害等	25	(41.7)	31	(58.5)	56	(49.6)
F41 その他の不安障害	1	(1.7)	0	(0.0)	1	(0.9)
F43.0急性ストレス反応	1	(1.7)	3	(5.7)	4	(3.5)
F43.1心的外傷後ストレス障害	3	(5.0)	7	(13.2)	10	(8.8)
F43.2適応障害	13	(21.7)	14	(26.4)	27	(23.9)
F4のその他	7	(11.7)	7	(13.2)	14	(12.4)
合計	60	(100.0)	53	(100.0)	113	(100.0)
業種(メディア5業種)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
放送	13	(21.7)	6	(11.3)	19	(16.8)
映像	16	(26.7)	20	(37.7)	36	(31.9)
広告	24	(40.0)	22	(41.5)	46	(40.7)
出版	4	(6.7)	4	(7.5)	8	(7.1)
新聞	3	(5.0)	1	(1.9)	4	(3.5)
合計	60	(100.0)	53	(100.0)	113	(100.0)
職種(大分類)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
1-専門的・技術的職業従事者	35	(58.3)	27	(50.9)	62	(54.9)
2-販売従事者	0	(0.0)	4	(7.5)	4	(3.5)
3-サービス職業従事者	2	(3.3)	0	(0.0)	2	(1.8)
4-製造業	4	(6.7)	0	(0.0)	4	(3.5)
5-事務従事者	15	(25.0)	16	(30.2)	31	(27.4)
6-生産工程従事者	4	(6.7)	6	(11.3)	10	(8.8)
合計	60	(100.0)	53	(100.0)	113	(100.0)
職種(メディア9職種)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
1管理職	9	(15.0)	0	(0.0)	9	(8.0)
2プロデューサー	2	(3.3)	1	(1.9)	3	(2.7)
3ディレクター・現場指揮	5	(8.3)	8	(15.1)	13	(11.5)
4記者・編集者・アナウンサー	3	(5.0)	6	(11.3)	9	(8.0)
5デザイナー	9	(15.0)	7	(13.2)	16	(14.2)
6販促・広告制作	11	(18.3)	10	(18.9)	21	(18.6)
7画像・映像制作	9	(15.0)	9	(17.0)	18	(15.9)
8アシスタント	9	(15.0)	7	(13.2)	16	(14.2)
9事務・庶務	3	(5.0)	5	(9.4)	8	(7.1)
合計	60	(100.0)	53	(100.0)	113	(100.0)

表 10 メディア業界における精神障害・自殺の労災認定事由*1(業務上、新基準のみ)(n=99)

		男性 n=52		女性 n=47		(自殺) n=13		合計 n=99	
		n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)
＜特別な出来事＞									
心理的負荷が極度のもの		6	(11.5)	9	(19.1)	0	(0.0)	15	(15.2)
極度の長時間労働		8	(15.4)	6	(12.8)	1	(7.7)	14	(14.1)
＜恒常的な長時間労働＞									
		18	(34.6)	10	(21.3)	6	(46.2)	28	(28.3)
＜具体的な出来事＞									
			(0.0)		(0.0)		(0.0)	0	(0.0)
出来事の種類 ^{*2}			(0.0)		(0.0)		(0.0)	0	(0.0)
①事故や災害の体験									
	1 (重度の) 病気やケガをした	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	2 悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	1	(1.9)	5	(10.6)	0	(0.0)	6	(6.1)
	3 業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	4 会社の経営に影響する等の重大な仕事上のミスをした	3	(5.8)	0	(0.0)	2	(15.4)	3	(3.0)
	5 会社で起きた事故・事件について、責任を問われた	2	(3.8)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(2.0)
	6 自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	7 業務に関連し、違法行為を強要された	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
②仕事の失敗、過重な責任等の発生									
	8 達成困難なノルマが課された	2	(3.8)	4	(8.5)	1	(7.7)	6	(6.1)
	9 ノルマが達成できなかった	1	(1.9)	1	(2.1)	0	(0.0)	2	(2.0)
	10 新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	11 顧客や取引先から無理な注文を受けた	1	(1.9)	1	(2.1)	1	(7.7)	2	(2.0)
	12 顧客や取引先からクレームを受けた	1	(1.9)	1	(2.1)	1	(7.7)	2	(2.0)
	13 大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	14 上司が不在になることにより、その代行を任された	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
③仕事の量・質									
	15 仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	15	(28.8)	12	(25.5)	8	(61.5)	27	(27.3)
	16 1ヶ月に80時間以上の時間外労働を行った	4	(7.7)	3	(6.4)	2	(15.4)	7	(7.1)
	17 2週間(12日)以上にわたって連続勤務を行った	11	(21.2)	5	(10.6)	2	(15.4)	16	(16.2)
	18 勤務形態に変化があった	1	(1.9)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(1.0)
	19 仕事のペース、活動の変化があった	1	(1.9)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(1.0)
④役割・地位の変化等									
	20 退職を強要された	2	(3.8)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(2.0)
	21 配置転換があった	3	(5.8)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(3.0)
	22 転勤をした	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	23 複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	24 非正規社員の理由により仕事上の差別、不利益取り扱いを受けた	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	25 自分の昇格・昇進があった	2	(3.8)	0	(0.0)	2	(15.4)	2	(2.0)
	26 部下が減った	1	(1.9)	0	(0.0)	1	(7.7)	1	(1.0)
	27 早期退職制度の対象となった	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	28 非正規社員である自分の契約満了が迫った	0	(0.0)	1	(2.1)	0	(0.0)	1	(1.0)
⑤対人関係									
	29 (ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	4	(7.7)	5	(10.6)	0	(0.0)	9	(9.1)
	30 上司とのトラブルがあった	5	(9.6)	6	(12.8)	1	(7.7)	11	(11.1)
	31 同僚とのトラブルがあった	3	(5.8)	2	(4.3)	1	(7.7)	5	(5.1)
	32 部下とのトラブルがあった	3	(5.8)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(3.0)
	33 理解してくれていた人の異動があった	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	34 上司が替わった	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	35 同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
⑥セクシュアルハラスメントを受けた									
	36 セクシュアルハラスメントを受けた	0	(0.0)	3	(6.4)	0	(0.0)	3	(3.0)
⑦パワーハラスメントを受けた									
	37 上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	2	(3.8)	3	(6.4)	0	(0.0)	5	(5.1)
事案数合計		52	(100.0)	47	(100.0)	13	(100.0)	99	(100.0)

*1 特別な出来事と具体的な出来事が重複している事例もあるため、事案数と出来事の合計は一致しない。割合の算出は事案数を分母としている。

*2 具体的な出来事が複数該当している事例もある。

表 11 メディア業界における労災認定された自殺事案の特徴(業務上、新基準のみ)(n=13) *1

番号	年代	性別	業種	職種	事案の概要	特 別 な 出 来 事	恒 常 的 な 長 時 間 労 働	重 大 な ミ ス	無 理 な 注 文	顧 客 ク レ ー ム	仕 事 の 大 き な 変 化	時 間 外 労 働	連 続 勤 務	昇 格 ・ 昇 進	部 下 が 減 っ た	上 司 と の ト ラ ブ ル	同 僚 と の ト ラ ブ ル
1	20歳代	女性	広告	アシスタント	広告製作業務。入社後、先輩の補助的業務として、顧客の広告レポートの作成、営業同行し議事録作成、新規顧客獲得のためのアポイント電話を1日10件から15件。急激な業務量の増加と支援不足、うつ病発症、自死。		◎				●強						
2	20歳代	男性	映像	アシスタント	アニメーション制作業務。作品1話毎の制作工程の進行補助、制作デスクとして作品全体の進捗の取りまとめ業務。寝る暇も無いほどの長時間労働、当該事業場と約束した将来的なポストを反故にされ、うつ病発症、自死。						●強						
3	40歳代	男性	広告	ディレクター ・現場指揮	映像制作ディレクター。CMや映像の制作に従事。派遣先の会社で新番組の立ち上げにディレクターとして携わる。新企画が好評で企画・ロケを一人でこなす。長時間労働の結果、うつ病を発症、自死		◎				●強						
4	40歳代	男性	放送	管理職	映像・ライブラリー部次長に昇進。勤務表や取材予定表作成するが、部下等からの勤務表の割り当てに伴う不平不満、他部署からのクレーム等の対応に苦慮。長時間労働続き、うつ病を発症、自死						○			△			○
5	40歳代	男性	出版	記者・編集者 ・アナウンサー	国際イベントの担当となったことから仕事量が著しく増加、本人の想定以上の処理能力を超える過度な責任、急激な残業時間の増加等によりうつ病を発症。自死		◎				●強						
6	40歳代	男性	出版	記者・編集者 ・アナウンサー	義務教育課程の教科書等の編集担当。編集長に昇格後、業務が増加、40日連続勤務など時間外労働が増加。部下の退職等が影響し、うつ病を発症、自死						○	●強	△	△			
7	20歳代	女性	広告	販促 ・広告制作	広告製作プランナー。入社後6か月目からこれまでのクライアント案件に加え、新たなクライアント案件の担当となったことから急激に業務が増加、うつ病を発症、自死。		◎				●強						
8	30歳代	男性	広告	販促 ・広告制作	広告製作業務。広告物作成、納品、取付、受発注等の顧客対応。顧客先の一斉にオープンする5店舗の対応、既存店舗の改装や通常業務を並行して行ない、業務量が著しく増加、連続勤務等によりうつ病を発症、自死。						●強*2		●強*2				
9	20歳代	男性	映像	アシスタント	CM、映画等のコンピューターグラフィックデザイン(CG)制作のアシスタント業務。会社の経営に影響するなどの重大なミスがあり、事業主のチェックがあればミスを防げたにも関わらず事業主からミスの原因を追及され、損害賠償請求の可能性を示唆される等厳しく叱責され、うつ病を発症、自死。			○ ○ *3									
10	40歳代	男性	広告	デザイナー	広告のデザイナーで依頼された案件の企画・製作・立案等。時間内に処理のできない業務を任せられ、3か月にわたり100時間以上の時間外労働、上司からの叱責等により、急性ストレス反応を発症、会社の室内で自死。		◎				●強						○
11	20歳代	男性	広告	販促 ・広告制作	広告代理店の営業職。入社後、業務に不慣れなことや仕事のペースが遅かったことなどから深夜勤務時間を含む長時間労働となる。賃金の減額、上司とのトラブルなどもあり、うつ病を発症、自死。		◎	●強									
12	20歳代	女性	広告	販促 ・広告制作	広告代理店として各企業の宣伝等の企画集客業務。少人数での業務、仕事上のミスにより顧客よりクレームを受けるなど業務上のトラブルあり。恒常的な長時間労働もあり、うつ病を発症、自死。		◎	●強	○			○					
13	40歳代	男性	広告	販促 ・広告制作	ポスティング業務、イベント出店・イベント運営の業務。同僚が退職したことにより、作業を一人で担当、業務量が増加。同僚がさらに退職し、2週間以上の連続勤務、極度の長時間労働でうつ病を発症、事業場内で自死。	●強											

*1 ◎「恒常的な長時間労働」、●心理的負荷が「強」、○心理的負荷が「中」、△心理的負荷が「弱」

*2 「強」と判断された出来事として、「仕事の大きな変化」と「2週間以上にわたる連続勤務」が併記されていた

*3 「重大なミス」が2回発生し、総合的に「強」となった

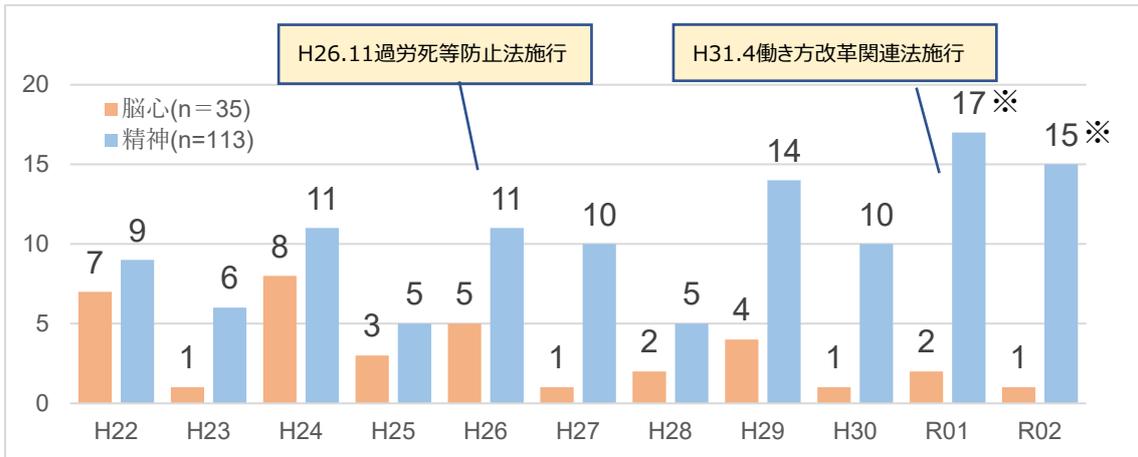


図2 メディア業界の過労死等の認定件数の推移(H22.4~R3.3、11年間)

※放火事件の被災者15件含む(R01:9件、R02:6件)